

日弁連総 177号

2012年(平成24年)2月24日

内閣総理大臣 野田佳彦 殿

日本弁護士連合会

会長 宇都宮 健 児

死刑制度の廃止について全社会的議論を開始することを求める要請書

第1 要請の趣旨

死刑制度の廃止についての全社会的議論を行うため、政府は、死刑に関する情報を広く国民に公開し、国会に死刑問題調査会を設置し、法務省に有識者会議を設置する等の方策をとるべきである。また、その議論の間、死刑の執行を停止すべきである。

第2 要請の理由

1 当連合会は、死刑のない社会が望ましいことを見据えて、2011年10月7日、第54回人権擁護大会において「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を採択した。

我が国では、刑罰制度として死刑制度を存置しているが、死刑はかけがえない生命を奪う非人道的な刑罰であることに加え、罪を犯した人の更生と社会復帰の観点から見たとき、その可能性を完全に奪うという問題点を内包している。

またえん罪であることが再審裁判で明らかになった死刑事件が4件(免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件)もあるばかりか、名張毒ぶどう酒事件、袴田事件等、えん罪である疑いが強く当連合会が再審を支援している死刑事件もある。さらに、死刑事件ではないものの、足利事件や布川事件等、えん罪であることが再審裁判で明らかになった無期懲役の事件も存在し、えん罪により誤って死刑が執行されてしまった疑いのある事件として藤本事件、福岡事件、飯塚事件等が指摘されている。刑事裁判は常に誤判の危険を孕んでおり、死刑判決が誤判であった場合にこれが執行されてしまうと取り返しがつかないとい

う根本的な欠陥がある。

2 国際的にみた場合、2012年（平成24年）現在の死刑廃止国（10年以上死刑を執行していない事実上の廃止国を含む。）は141か国、死刑存置国は57か国であって、世界の3分の2が死刑を廃止ないしは停止している。死刑存置国の中でも実際に死刑を執行している国は更に少なく、2009年（平成21年）が19か国、2010年（平成22年）が23か国にすぎない。死刑廃止が国際的にも大きな潮流であることは明らかであり、隣国の韓国は既に14年間死刑の執行を停止し、事実上の廃止国として数えられている。

3 我が国において死刑を必要とする理由としてしばしば挙げられるのが凶悪犯罪の増加であるが、客観的な統計を見れば、殺人事件の件数は、2004年（平成16年）の1419件から4年間連続して減少し、2008年（平成20年）は少し増えたものの、2009年（平成21年）は1094件、2010年（平成22年）は1067件と2年連続で戦後最少となっている。

また、死刑が他の刑罰に比べて特に犯罪抑止力があることは何ら実証されておらず、多くの研究が、死刑の犯罪抑止効果に疑問を示している。

我が国も平安時代には約350年間にわたり死刑の執行を停止しており、これは日本人の温かな国民性が仏教と結びついたものとの説がある。このことからすると、死刑が日本の文化に支えられているものとは言えない。

世論調査の結果8割を超える国民が死刑制度を容認していると言われるが、具体的な死刑執行方法や死刑の対象者を選ぶ基準等、死刑制度に関する情報はほとんど国民に公開されていない。また、世論調査の項目には、死刑に代わる最高刑（現行法の10年を経過すれば仮釈放が可能である無期刑とは別に仮釈放制限期間をより長くする無期刑や、仮釈放のない終身刑）が導入されても死刑を支持するか問う項目が含まれていない。十分な情報が公開され、死刑に代わる最高刑についても調査すれば、世論調査の結果は変わり得る。

また、そもそも諸外国では、世論調査の結果にかかわらず、政治的なリーダーシップにより死刑を廃止しているのであり（例として、イギリス 1969年廃止 死刑支持率81%、フランス 1981年廃止 死刑支持率62%、フィリピン 2006年廃止 死刑支持率80%、韓国 事実上の廃止国 死刑支持率66%）、世論調査の結果は死刑存置の理由とはなりがたい。

4 これらのことを考えるとき、我が国においても、死刑の執行を停止した上で、死刑の廃止についての全社会的議論を行うべきである。江田五月元法務大臣や、平岡秀夫前法務大臣は、死刑の執行に慎重な姿勢を示すと同時に、死刑の存廃に関する国民的議論を開始すべきとの見解を表明してきた。これは、民主党が

「政策インデックス2009」において、「死刑存廃の国民的議論を行うとともに、(中略)死刑の存廃問題だけでなく当面の執行停止や死刑の告知、執行方法などをも含めて国会内外で幅広く議論を継続していきます。」と表明した内容を実現するものと評価できる。

ところが、報道等によれば、小川敏夫法務大臣は、死刑の執行が法務大臣の義務であるかのような発言をしている。しかし刑事訴訟法第475条1項は、「死刑の執行は法務大臣の命令による」と規定し、また同条2項は、「前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。」とするが、同条2項は法的拘束力のない訓示規定であり(東京地方裁判所平成10年3月20日判決)、法務大臣が死刑の廃止について国民的議論を行う間死刑の執行を停止しても、義務違反にはならない。そして同条1項は、死刑の執行について法務大臣の高度な政治的判断を許容するものであって、これはまさに政治的なリーダーシップによって死刑廃止についての国民的議論への道をひらくものといえる。

- 5 これまで法務省内部で「死刑の在り方についての勉強会」が重ねられてきたが、これでは到底死刑の廃止についての全社会的議論とは言えない。今こそ政府が中心となって、死刑に関する情報を広く国民に公開し、国会に死刑問題調査会を設置し、法務省に有識者会議を設置する等の方策をとることによって広く国民的な議論を行うべきである。また、その議論の間、死刑の執行を停止すべきである。